

東邦大学における研究活動の不正行為防止および
研究費の不正使用防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東邦大学研究者行動規範の自律的実現を目指し、東邦大学（以下「本学」という。）における、研究活動の不正行為防止および研究費の不正使用防止と、不正行為および不正使用の疑義が発生した場合の措置、および結果として不正行為および不正使用が発生した場合の措置等について規定するものである。

(定義)

第2条 この規程において、研究活動の不正行為とは、発表された研究論文・報告書等の中に示されたデータや調査結果等の研究成果の捏造と改ざん、盗用、および論文の二重投稿や不適切なオーサiershipのことをいう（以下「不正行為」という）。そして、故意または研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用は「特定不正行為」という。このほか本学の研究者として、東邦大学研究者行動規範に著しく反する行為も不正行為とする。

- (1) 捏造：根拠のないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿：他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサiership：論文著作者が適正に公表されないこと。

2 この規程において、研究費の不正使用とは、本学または研究費を配分する機関（以下「資金配分機関」という。）が定める規則等に違反して、研究費を不正に使用、または、受給する行為等のことをいう。なお、研究費とは、公的研究費、企業からの研究助成金、研究寄付金、共同研究費、大学が支給する教室・講座研究費等研究に用いるすべての費用を指すものとする。

不正使用の態様（代表例）

- (1) 預け金：架空の取引により大学に代金を払わせ、業者に預け金として管理させること。
- (2) カラ出張：実体を伴わない出張の旅費を大学に支払わせること。
- (3) カラ謝金：実体を伴わない作業の謝金を大学に支払わせること。

(不正防止のための取り組み)

第3条 本学は、研究倫理の向上ならびに不正防止のために、研究者倫理に関する教育の計画を策定し、定期的実施する。

2 前項を実施するために、研究倫理教育責任者会議を置く。

(東邦大学研究活動・研究費使用規範委員会)

第4条 本学における、研究活動の不正行為防止ならびに研究費の不正使用防止に向けて、不正発生の要因を把握し、全学的視点から不正発生防止計画を推進することで、適正かつ公正に研究活動が推進され、また、研究費が使用されることを目的として、東邦大学研究活動・研究費使用規範委員会（以下「規範委員会」という。）を設置する。

2 規範委員会の構成、業務等は別に定める。

(申立て等の受付窓口)

第5条 研究活動の不正行為および研究費の不正使用に関する申立て等を受け付ける窓口は法人本部総務部とする。

2 申立て等を受付けた法人本部総務部の担当者は、自己との利害関係を持つ申立て等である場合は、利害関係のない担当者に交代し申立て等を受け付ける。

(申立て等の取扱い)

第6条 申立て等は、受付窓口で原則として「申立書」により実名により行われることとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 研究活動の不正行為および研究費の不正使用を行ったとする研究者、研究グループの名称

(2) 研究活動の不正行為および研究費の不正使用の態様、内容等

(3) 研究活動の不正行為については、科学的合理的理由

2 前項の定めに拘らず、申立て等が匿名であった場合も、前項各号に掲げる事項が明示されている申立て等については実名の事案に準じて取り扱う場合がある。

3 申立ての意思を明示しない相談は、その内容に応じ、申立てに準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して申立ての意志があるか否かを確認する。

4 総務部長は、申立て等を受付けた場合は、規範委員会委員長に、当該事案を速やかに報告する。

5 報道（インターネット上の掲載については、第1項各号に掲げる事項が明示されている場合に限る）や学会等の研究者コミュニティ経由、会計検査院等の外部機関からの指摘等で、研究活動の不正行為および研究費の不正使用の疑念が発生した場合は、規範委員会が、申立てがあった場合に準じて対応する。

(申立者・被申立者の取扱い)

第7条 申立て等の受付に当たっては、申立て等の受付担当者ならびに総務部長は申立者、申立て内容および被申立者を保護するため、その秘密を保持しなければならない。

2 申立者・被申立者は、単に申立てをしたことや、申立てをされたことのみを理由に、大学から処分や研究活動の制限のほか、何ら不利益を受けないこととする。

(調査開始)

第8条 第6条第3項による申立てや、学校法人東邦大学公益通報者保護規程による公益通報等の報告を受付けた規範委員会は、東邦大学研究活動・研究費使用規範委員会規程に

基づき、調査等を開始する。

- 2 規範委員会は、調査を開始するにあたり、研究活動の不正行為および研究費の不正使用を行ったと申立てをされた研究者、研究グループの該当研究費の使用停止を命ずることとし、予備調査委員会の調査結果をもとに執行可否を判断する。
- 3 規範委員会は調査に際し、申立者、被申立者、提出された該当研究データ等、調査で得た情報が外部に漏えいすることのないよう取扱いに十分に配慮し、秘密を保持しなければならない。

(予備調査委員会)

第9条 規範委員会は、研究活動の不正行為および研究費の不正使用に関する申立て等の内容の合理性及び調査可能性に関する予備的な調査（以下「予備調査」という。）が必要と認めた場合は、予備調査委員会の設置を命じることができる。

2 予備調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 東邦大学教育・研究支援センター長
- (2) 副学長（研究および研究環境担当）
- (3) 被申立者が属する教育研究組織の所属長
- (4) 東邦大学教育・研究支援センター長が指名した者 若干名

3 予備調査委員会の委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。

(予備調査)

第10条 予備調査委員長は、前条により設置を命ぜられた時は、速やかに予備調査に着手し、申立て等の受付後、原則として25日以内に予備調査結果を規範委員会に報告する。

2 予備調査委員会は、予備調査で得た情報等を外部に漏えいすることがないように十分に配慮し、秘密を保持しなければならない。

(本調査実施の決定)

第11条 規範委員会は前条により不正行為の疑いがあるとの報告を受けた場合は、速やかに本調査実施の有無を決定し、研究活動の不正行為に関する申立ての場合は、本調査を実施する場合はその旨を、研究費の不正使用に関する申立てについては本調査実施の有無を申立て等の受付後30日以内に資金配分機関、関係官公庁等（以下「資金配分機関等」という。）に報告しなければならない。

2 規範委員会委員長は、本調査を実施することを決定した場合、30日以内に本調査委員会を設置し、資金配分機関等へ調査方針、調査対象および方法等について報告・協議のうえ、本調査を開始しなければならない。また、本調査を実施する旨を申立者、被申立者とその所属機関に対して通知を行う。

3 規範委員会委員長は、本調査を実施しないことを決定した場合、その理由を付して申立者に通知を行う。この場合、規範委員会は、予備調査の資料等を適切に保存し、資金配分機関等及び申立者から開示要求された際は開示を行う。

(本調査委員会)

第12条 前条第2項による本調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。ただし、本調査

委員は、本学および申立者、被申立者と直接の利害関係を有しない者とする。また本調査委員は、自己との利害関係を持つ事案には関与できない。

- (1) 当該予備調査委員会委員長
 - (2) 規範委員会の委員のうち、規範委員会委員長が指名するもの 若干名
 - (3) 被申立者が属する教育研究組織の所属長
 - (4) 本学と直接利害関係を有しない第三者(弁護士、公認会計士等)
 - (5) その他規範委員会委員長が必要と認める者 若干名
- 2 研究活動の不正行為に関する本調査の場合は、前項に被申立者と同一研究分野の学外の研究者1名を加える。
 - 3 研究活動の特定不正行為に関する本調査の場合は、学外有識者を半数以上入れる構成とし、前項の被申立者と同一研究分野の学外の研究者を含む。
 - 4 本調査委員会の委員長は、第1項第1号の委員をもって充てる。
 - 5 本調査委員会の事務局は学事統括部が行い、必要に応じ当該事案が発生した所属事務所を充てる。
 - 6 本調査委員会の構成員については、申立者・被申立者に開示する。
 - 7 申立者及び被申立者が、本調査委員会の構成に異議がある場合は、提示後7日以内に規範委員会に申立てを行い、規範委員会はこの申立て内容を審議する。審議の結果、妥当と判断した場合は委員を交代させ、その旨を申立者と被申立者に通知する。

(本調査の方法)

第13条 本調査委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

- (1) 研究活動の不正行為に関しては、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒヤリング、再実験の要請等により行われる。
 - (2) 研究費の不正使用に関しては、研究計画書、収支簿、預金通帳等の精査や、関係者のヒヤリング等により行われる。
- 2 本調査においては、被申立者に対して、口頭もしくは文書による弁明の機会が与えられるものとする。

(証拠の保全措置)

第14条 本調査委員会は、申立て等に係る研究等に関して、証拠となる資料等を保全することを目的に、関連する研究室等の一時閉鎖等を行うことができる。

- 2 本調査委員会は、保全した資料等を調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分に配慮し、秘密を保持しなければならない。

(説明責任および資料保管責任)

第15条 本調査において被申立者が申立て内容を否認する場合には、自己の責任において、研究活動の不正行為に関する申立てに対しては研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであること等を、数値的、科学的根拠を示して説明しなければならない。また、研究費の不正使用に関する

申立てに対しては研究費が適正に使用されたことについて、数値的な根拠等を示して説明しなければならない。

- 2 被申立者が、研究活動の不正行為を否認する説明において、研究活動生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、存在すべき基本的な要素の不足により根拠を示せない場合は、合理的な保存期間を超えるときなどを除き不正行為とみなす。また、研究費の不正使用を否認する説明において、研究計画書、収支簿、見積書・納品書・請求書、預金通帳、購入物品等の不存など、存在すべき基本的な要素の不足により根拠を示せない場合は、合理的な保存期間を超えるときなどを除き不正使用とみなす。説明責任の程度や基本的な要素については、研究分野の特性に応じ、本調査委員会の判断に委ねられる。
- 3 本学において、研究論文に係る生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の各種資料は、当該研究論文を執筆した研究者個人の責任の下で、論文刊行後5年間、適正に保管・保存し、また必要に応じて開示する。なお、実験試料・試薬等の保存ができない場合は、状況を証明できる写真等を添付した書類の保存をもって代えることができる。
- 4 本学において、研究費の適正な執行を担保するため、当該研究に係る研究計画書、研究実績報告書、収支簿、見積書・納品書・請求書、預金通帳等の関係資料は、研究実績報告書作成後5年間、適正に保管・保存し、また必要に応じて開示する。資金配分機関の定めにより、5年以上の保存期間が定められている場合は、その定めに従う。

(本調査の中間報告・報告)

第16条 本調査委員会は、申立て等に係る研究に対する資金配分機関等からの要請があれば、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関等に行うものとする。

- 2 本調査委員会は、調査を開始した日から原則として150日を経過する日までに調査を終了させ、調査結果を規範委員会委員長に報告しなければならない。
- 3 本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに規範委員会へ報告し、規範委員会の認定後、資金配分機関等へ報告する。また、本調査の調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査にも応じるものとする。

(認定)

第17条 規範委員会は、本調査委員会による本条第2項第1号から第3号に関する調査結果に基づき、研究活動の不正行為および研究費の不正使用の有無および程度等について総合的に判断し認定を行う。被申立者が自己の説明によって、不正行為・不正使用であるとの疑いを翻すことができない場合は、不正行為・不正使用と認定される。また、第15条第2項に係る理由で、不正行為・不正使用であるとの疑いを翻すことができない場合についても同様とする。

- 2 規範委員会は、不正行為・不正使用が行われた場合は、次の各号の内容を含む本調査結果を取り纏めるものとする。

(1) 不正行為・不正使用の経緯・概要・相当額、調査体制と調査内容、調査結果内容等と

不正発生要因（不正行為の場合は、物的・科学的証拠、証言、被申立者の自認等の諸証拠含む）

(2) 不正行為・不正使用に関与した者とその関与の度合と、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況

(3) 研究活動の不正行為の場合は、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割

(4) 再発防止計画

3 不正行為・不正使用が行われなかったと認定された場合でも、その程度と状況に応じて規範委員会が必要と認めた場合は、被申立者に対して警告を行うことがある。

4 不正行為・不正使用が行われなかったと認定された場合で、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、規範委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合、申立者が弁明の機会を求めたときは、これに応じるものとする。

（通知・最終報告）

第18条 規範委員会委員長は、前条第2項の本調査結果を、法人理事長、申立者、被申立者、資金配分機関等に文書で通知する。ただし、特定不正行為については、文部科学省のガイドラインの報告書作成要領に従い文書を作成し通知する。資金配分機関等への最終報告書の提出期限は、告発等の受付から210日以内とする。ただし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関等に文書で通知するものとする。

2 前条第4項により、悪意に基づく申立てとの認定があった場合、前項による報告を受けた学長は、申立者の所属機関にもその旨を通知する。

（不服申立て）

第19条 研究活動の不正行為および研究費の不正使用が認定された被申立者、および悪意に基づく申立てと認定された申立者は、前条に規定する通知があった日の翌日から起算して30日以内に、学長に対して不服申立てをすることができる。なお、不服申立てを行う場合は、先の調査結果を覆すに足る資料等を併せて提出する。また、特定不正行為の認定に係る不服申立ての際は、申立者に通知し、資金配分機関等に報告する。悪意に基づく申立てと認定された者からの不服申立ての際は、申立者が所属する機関および被申立者に通知し、資金配分機関等に報告する。

2 不服申立ての申請は、申立者・被申立者とも1回限りとする。

3 新たな専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査を行う。ただし、調査委員の変更を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

（不服申立ての審査）

第20条 不服申立ての審査は規範委員会が行うものとする。

2 規範委員会は、不服申立てがあった場合は、委員に規範委員会委員長が指名する当該問題に関する専門知識を有する者を加え、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定し、再調査を行う場合は速やかに本調査委員会に再調査の開始を指示する。被申立者、

被申立者が所属する機関および資金配分機関等にその旨を文書で通知する。不服申立てを却下した場合はその旨を申立者に通知し、資金配分機関等に報告する。

- 3 再調査結果の報告期限は、本調査委員会に再調査を指示した日から 90 日以内とする。また、その再調査結果は、被申立者、被申立者が所属する機関および資金配分機関等に文書で通知する。

(本調査結果の公表)

第 21 条 学長は、規範委員会の報告に基づき、研究活動の特定不正行為および研究費の不正使用が行われたと認定した場合は、速やかに本調査結果を学内外へ周知し、またホームページに不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表時までに行った措置の内容、本調査委員の氏名・所属、本調査の方法・手順等を公開する。また悪意に基づく申立てと認定した場合も公開する。ただし、合理的な理由がある場合には、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

- 2 学長は特定不正行為と認定されなかった場合において、調査事案の外部漏えいが認められた場合、および論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表することがある。

(措置)

第 22 条 学長は、規範委員会の報告に基づき、研究活動の不正行為および研究費の不正使用があったと認めたときは、その重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講ずる。

- (1) 研究活動の不正行為および研究費の不正使用が認定された被申立者に対する、研究費の返還命令
- (2) 研究活動の不正行為および研究費の不正使用が認定された被申立者に対する、関連論文の取り下げ等の勧告
- (3) その他、研究活動の不正行為および研究費の不正使用が認定された被申立者の研究不正行為の排除および大学の信頼性回復のために必要な措置

- 2 研究活動の不正行為および研究費の不正使用が認定された被申立者と関係者、および悪意に基づく申立てを行ったと認定された申立者については、第 18 条第 1 項により報告を受けた法人理事長が、法人内に懲戒委員会を設置し、検討の上懲戒処分を行う。また、必要に応じて法人にて告訴または告発の手続きを進める。

(監査)

第 23 条 法人本部監査室は、内部監査実施計画に基づき、補助金監査ならびに不正防止対策の検討および運用の実施状況について、不正防止体制整備状況監査を実施する。

(改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、大学協議会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日より施行する。

この規程は、一部改正のうえ平成 26 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は、一部改正のうえ平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、一部改正のうえ平成 27 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は、一部改正のうえ平成 28 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は、一部改正のうえ令和元年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、一部改正のうえ令和 2 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、一部改正のうえ令和 3 年 9 月 1 日より施行する。